

施設カルテ

(1)施設の基本情報

施設番号	s01822	施設名称	波瀬診療所(飯高林業総合センター)		
所在地(住所)	松阪市飯高町波瀬148番地				
					
根拠条例	松阪市飯高診療所条例	担当部署	健康ほけん部 健康推進課		
設置年度	昭和59年度	財産区分	12 公共用財産		
設置目的 (施設整備を行った経緯と整備が必要であった理由)	市民の健康管理と福祉の増進を図るため、医療法(昭和23年法律第205号)に基づき設置されたものであり、僻地、無医地区における医師の確保により、地域住民の医療や健康に対する不安を取り除く環境創りを目指している。				
施設の設置目的に沿った運営状況	松阪地区医師会を指定管理者とし、指定管理料は支払われず、業務責任者である医師が森診療所と共に自立的な経営努力を発揮し、診療報酬を収入として良好に運営している。				

(2)建物の概要

設置形態	複 合	用途地域等	区域外		
駐車場(収容台数)	39台				
土地	敷地面積	3,256㎡	借受期間・賃料等	—	
	所有者	市			
主たる建物1	建物名称	飯高林業総合センター			
	用途	事務所	構造・階数	鉄筋コンクリート・地上2階・地下0階	
	建築年月	昭和59年 6月30日	建物取得費(全体)	360,240,000円	
	延床面積	51.84㎡	耐震診断(実施年)	不要	
	耐震補強(実施年)	不要	所有者	市	
大規模改修等の履歴・計画(300万以上)	平成 年度	平成 年度	平成 年度	平成 年度	平成 年度
対象建物					
施工内容					
費用					
リスク・高機能化対応度	バリアフリー化対応済み				

(3)管理・運営の概要

利用時間	PM2:00～PM4:00	休所(館)日	火、木、土、日、祝祭日
運営形態	指定管理	管理・運営者名	社団法人 松阪市地区医師会
委託期間(指定管理の場合)	自 平成26年 4月 1日	至	平成31年 3月31日
業務内容	施設の維持管理と、診療業務における医療サービスを利用者に提供するとともに、市民の健康管理と福祉の増進を図る。		

(4)管理・運営に係る経費

(単位:円)

正規職員	人	労務員	人	再任用職員	人	非常勤職員	人	合計	0.00	人
施設の維持管理に係る経費					施設の運営・事業に係る経費(指定管理の場合)					
維持管理経費					運営・事業等経費					
0					0					
光熱水費					指定管理委託料					
					0					
保守点検委託料					その他の経費					
賃借料										
修繕費										
その他の経費										
人件費					0					
職員等					0					
非常勤職員					0					
①小計					②小計					
0					0					
④合計(①+②)-③					0円					
市民一人あたりのコスト					0.00円					
財源		補助金等収入				その他収入				
		使用料等収入				③年間収入合計		0円		

(5)施設の利用状況

内容	単位	実績数		
		H23	H24	H25
開業日数	日	139	139	134
利用者数	人	4,038	1,701	1,833
一日平均利用者数	人	29	12	14

(6)関連情報

類似施設	森診療所	近隣施設	
------	------	------	--

(7)その他

管理・運営上の問題点	管内の最深部における医療の拠点となる施設。当施設は診療所部分の面積が51.84㎡と狭く、レントゲン等の大きな医療機器は設置できないため、検査が必要な時は森診療所で行っている。昭和59年に建設した当施設も28年経過し、施設自体古く、狭いため患者が多いときは診療所内が混み合う時がある。このようなことを考慮しながら森診療所を含めた総合的な整備をしていく必要がある。
廃止、統合、転用等における法律上の制約又は特殊な経過による配慮すべき事項	
特記事項	高齢化が進んでいる過疎地域の住民にとって旧市内の総合病院へ行くには困難な状況のなか、健康診断や病気の早期発見等地域住民にとっては、無くてはならない存在となっている。

